

第 7 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和4年2月24日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和4年2月24日(木曜日)

午前9時58分開議
午前11時10分休憩
午前11時15分開議
午後0時22分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第17号)
- 議案第7号 令和3年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第8号 令和3年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第24号 工事請負契約の締結について
- 議案第25号 工事請負契約の変更について
- 議案第26号 工事請負契約の変更について
- 議案第27号 工事請負契約の変更について
- 議案第79号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第18号)
- 報告第2号 一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

出席委員(8人)

- 委員長 末松直洋
- 副委員長 楠本千秋
- 委員 前川 收
- 委員 吉永和世
- 委員 瀧上陽一
- 委員 磯田 毅
- 委員 山本伸裕
- 委員 荒川知章

欠席委員(なし)

議長 小早川 宗 弘

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 竹内信義

政策審議監 阪本清貴

生産経営局長 下田安幸

農村振興局長 渡邊昌明

森林局長 大岩禎一

水産局長 山田雅章

首席審議員

兼農林水産政策課長 深川元樹

団体支援課長 加藤栄一

流通アグリビジネス課長 中島 豪

首席審議員

兼農業技術課長 酒瀬川美鈴

農産園芸課長 楮本亮治

政策監 武田好文

畜産課長 上村佳朗

農地・担い手支援課長 高野 真

農村計画課長 清藤浩文

農地整備課長 青木公平

むらづくり課長 吉住俊郎

技術管理課長 徳永昭彦

森林整備課長 笹木征道

林業振興課長 山下裕史

森林保全課長 中尾倫仁

水産振興課長 堀田英一

漁港漁場整備課長 植野幹博

農業研究センター所長 山下浩次

事務局職員出席者

議事課主幹 平江正博

政務調査課主幹 小田裕一

午前9時58分開議

○末松直洋委員長 おはようございます。

ただいまから第7回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることにいたしました。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部を前半と後半の2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑が終了した後に採決を行いますので、よろしくお願いたします。

また、委員会はインターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○竹内農林水産部長 本日はよろしくお願申し上げます。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、アサリの産地偽装問題について御報告させていただきます。

本県のアサリ漁獲量に対し、全国の店頭で熊本県産アサリと称する明らかに本県産を偽装したと思われるアサリが流通しているとの報道がなされました。

県では、この状況を熊本ブランド全体への信頼を揺るがす危機的状況と捉え、2月1日に、2月8日から2か月間程度、県産の生きアサリの出荷を停止する熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言を行い、2か月間で産地偽装を防ぐ仕組みを構築することを表明し、2月8日には国への緊急要望を行いました。

また、一昨日、2月22日には、熊本県産アサリの認証制度の創設や流通監視体制の構築などについて御意見を頂戴し、熊本県産アサ

リの産地偽装を抑止する仕組みづくりや熊本県産アサリのブランド力を高める取組等を検討する熊本県産アサリブランド再生協議会の第1回会合を開催いたしました。

このほか、風評被害を受けた漁業者の事業継続や生活支援のための貸付制度の創設、風評被害を受けた水産物等の販売促進への支援など、事業者支援にも取り組み、アサリの産地偽装の根絶、県産ブランド全体への信頼回復に向け、国、市町村、関係団体と連携を密にし、強い決意を持って取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております議案等の概要を御説明させていただきます。

予算関係が4件、条例等関係が4件、報告関係が1件となっております。

まず、予算関係では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する支援のほか、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策や総合的なTPP等関連政策大綱に基づく施策、アサリ産地偽装対策と再生に向けた取組などによる増額補正、事業費の確定等に伴う減額補正を合わせまして、総額で35億円余の増額補正を提案しております。

これにより、補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせて860億円余となります。

そのほか、条例等関係では、工事請負契約の締結、変更4件を提案しております。

また、報告事項は、県が出資する一般社団法人の経営状況報告が1件です。

以上が今回提案しております議案の概要です。詳細につきましては、この後、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願申し上げます。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、令和3年度

2月補正予算及び条例等関係について説明させていただきます。

3ページをお願いします。

令和3年度2月補正予算総括表でございます。

1、一般会計の表を御覧ください。

表の左から3番目の欄、補正額(B)の欄の一番下の合計欄ですが、農林水産部の一般会計の2月補正の合計額は、38億1,300万円余の増額補正となっております。

次に、2、特別会計の表を御覧ください。

特別会計では、2月補正でマイナス2億8,300万円余の減額補正となっております。

その下の表3、合計は、一般会計と特別会計を合計したのですが、2月補正後の予算総額は、(A)プラス(B)の計の欄のとおり、860億5,500万円余となっております。

補正の内容としましては、冒頭の部長の総括説明にもございましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策に加え、国の経済対策への対応、アサリ産地偽装対策と再生に向けた取組等に係る増額補正のほか、事業費の確定等に基づく減額補正を併せて提案いたしております。

なお、各予算の詳細につきましては、後ほど各課から説明いたします。

それでは、2月補正の内容につきまして、主なものについて御説明申し上げます。

4ページをお願いします。

農林水産政策課の補正予算でございます。

まず、一番上の段の農業総務費のうち、2段目の職員給与費につきましては、今年度の人事異動等に伴う増に基づき、給与費を確定させるため、補正を行っております。

今回、このような職員の人件費に係る補正予算が、以後、各課ごとに度々出てまいります。いずれも同様の理由に基づく増減でございますので、各課の分も含めまして、説明は省略させていただきます。

その下の段、農政諸費の説明欄、農業公園

における新型コロナウイルス感染症対策事業は、農業公園内に設置する体温センサー、非接触式の水栓や多目的トイレの自動ドア化などを整備するものです。

続いて、その下の段の説明欄、グローバル農業交流推進事業につきましては、バリ州との農畜産業技術交流事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により、財源として見込んでいたJICA事業の開始が遅れていることにより減額しているものです。

農林水産政策課は以上です。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

15ページをお願いいたします。

4段目の農業改良普及推進費の説明欄1のスマート農業導入加速化事業は、ドローンオペレーター育成の講習会受講がコロナ禍において少なかったことなどに伴う事業費減額でございます。

2のスマート農業技術導入支援事業は、国の経済対策に対応した新規事業で、スマート農業技術を導入しようとする経営体に対する共同購入や共同利用の機械導入の支援に要する経費でございます。

16ページの2段目の土壌保全対策事業費の説明欄1の環境保全型農業直接支払事業は、国庫内示減及び事業費確定に伴う減額でございます。

2の地下水と土を育む農業総合推進事業と3の農業生産工程管理導入促進事業は、主に事業費確定に伴う減額でございます。

4の熊本型みどりの食料システム戦略推進事業は、国の経済対策に対応した新規事業で、作物の環境に優しい栽培等に取り組む市町村や地域協議会等の支援に要する経費でございます。

17ページをお願いいたします。

1段目の説明欄の1の熊本型特別栽培農産物認証業務と2の地下水と土を育む農畜産物

等認証業務は、年度当初から円滑な認証ができるよう債務負担行為を設定するものです。

3段目の病害虫発生予察事業費の説明欄3の事業は、国の経済対策に対応し、ミカンコミバエが春先の3月に発生した場合に備えた航空防除に要する経費でございます。

18ページ、2段目の管理運営費、説明欄2の農業研究センター感染予防対策整備事業は、コロナ対策として、トイレ等の施設改修費等による増額でございます。

19ページをお願いいたします。

6段目の試験研究費は、説明欄1の耕種部門試験研究費、2の外部資金委託研究費、ともに受託試験の減少による減額でございます。

農業技術課は以上でございます。

○楮本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

21ページをお願いします。

3段目の農業改良普及費、説明欄のくまもと農業人財総結集支援事業は、新型コロナによる外国人材の入国制限に対しまして、臨時的に人材を確保しますJA等出荷団体に対する助成でございます。

下から2段目の農産物対策推進事業費の葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業は、葉たばこ廃作に伴いまして、品目転換を図るための農業用機械導入等に対する助成でございます。

最下段から下のページにかけて、農業気象対策事業費の園芸産地における事業継続強化対策事業は、災害に強い産地の形成に必要なハウス補強等の取組に対する助成でございます。

21ページの令和2年経済対策分は、事業確定に伴う減、下のページの令和3年分につきましては、経済対策に対応するものでございます。

その下の段、麦・大豆等水田農業の生産体

制強化事業は、水田に作付されます麦、大豆の生産体制強化の取組に対する助成でございます。麦、大豆の団地化、新品種の導入、機械や施設の整備等、ソフト、ハード両面から支援してまいります。

最下段の野菜振興対策費について、次のページ2までの2つの事業は、新型コロナにより消費減少や販売価格低迷等に対する支援でございます。

まず、22ページの新型コロナ事業者支援緊急対策事業(農産園芸)は、JAや農業法人等が実施します販路拡大の取組に対する助成でございます。11月補正で承認いただきましたが、さらなる支援に向けた増額になります。

23ページをお願いいたします。

2の園芸・特産事業者緊急支援事業は、燃油や資材費高騰対策としまして、省コスト資機材導入等に対し助成するものでございます。生産経費の削減や収入、品質による所得回復を支援してまいります。

3の野菜価格安定対策事業は、野菜価格の安定対策のため、販売価格が低下した場合に補給金を交付するための資金造成でございます。本年度の必要造成額が確定したことに伴います増額でございます。

その下の2つの欄は、同事業の支払い保証に必要な債務負担限度額の増額でございます。

下のページ、2段目の生産総合事業費、1の強い農業づくり支援事業は、産地や担い手に必要な集出荷施設等の整備を支援する国の事業でございますが、国庫内示減によるものでございます。

2の産地パワーアップ事業は、収益性向上に一体的かつ計画的に取り組みます産地の生産体制強化に向けました選果場や耐候性ハウスなど、施設整備等に対する助成でございます。

3の省エネ化対応産地パワーアップ事業は、燃油依存の経営から脱却し、省エネ化を

図るために必要なヒートポンプ等の導入に対する助成でございます。

最下段の水田リノベーション事業は、水田作物の輸出など、需要創出のための機械、施設の整備に対する助成でございます。

1の令和2年度経済対策分は、事業費確定に伴う減、2は、令和3年度経済対策に対応するものでございます。

25ページをお願いします。

3、4の2つの事業は、新型コロナによります米価下落や所得減少等に対する対策でございます。

まず、3の水田農業作付転換緊急支援事業は、主食用米から需要が見込まれます飼料用米等へ転換に対する助成でございます。県が支援することで、国も同額を追加支援することとなっております。

4の主食用米生産・販売力強化緊急支援事業は、農業経費低減や販売金額増加等の取組に対する助成でございます。農家が生産を継続するための低コストや品質向上に向けました技術や資材の導入等を支援してまいります。

農産園芸課は以上でございます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

26ページをお願いいたします。

4段目の畜産総合対策事業費でございます。

説明欄の畜産クラスター事業は、国が経済対策として補正予算を措置したことを受けまして、県においても予算化をお願いするものでございます。

下段の畜産生産基盤総合対策事業費でございます。

説明欄の1、家畜改良増殖総合対策事業は、事業費確定に伴い、減額を計上するものでございます。

27ページをお願いします。

上段の債務負担行為の追加でございます。

説明欄の家畜改良増殖総合対策事業は、肉用牛の種雄牛造成の推進や改良組織の育成強化を行うもので、4月から業務を委託する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

2段目の畜産経営安定対策事業費でございます。

説明欄の1、家畜畜産物価格安定対策事業は、肉用子牛、肉豚及び鶏卵の価格の変動による農家の損失を補填するための基金造成に対する助成ですが、事業費確定に伴う減額と事業期間が終了した肉豚生産者補給金の無事戻しによる財源更正でございます。

3の畜産総合対策事業は、共同利用施設整備を実施する団体等に対し助成するものでございます。待ち受け予算として確保しておりましたが、本年度は、要望がなかったため、減額計上しております。

その下の債務負担行為の追加でございます。

説明欄の畜産経営技術高度化推進事業は、畜産農家に対して経営技術の総合支援を行うもので、4月から業務を委託する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

最下段の畜産物市場流通戦略対策事業費でございます。

下のページ、説明欄の4、「くまもと黒毛和牛」トップブランド戦略対策事業は、くまもと黒毛和牛の認知度向上及び需要拡大に向けた取組に対して助成するもので、統一ロゴマークでの市場流通量拡大や5年に1度の和牛のオリンピック、全国和牛能力共進会を最大限に活用したPRを行うものでございます。

5の「くまもとの牛肉」首都圏流通ルート開拓支援事業は、県産銘柄牛肉の認知度向上と販路拡大のため、首都圏出荷に向けた取組に対して助成するもので、全国のブランド牛肉が集まる東京都中央卸売市場への出荷な

ど、首都圏への流通ルートを開拓し、県産銘柄牛肉の首都圏における供給体制を構築するものでございます。

6の畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業は、畜産物輸出に取り組む関係者から成るコンソーシアムが行う輸出先国でのプロモーション活動等に対する助成を行う事業でございます。

29ページをお願いします。

3段目の家畜保健衛生所整備費でございます。

説明欄の1、家畜保健衛生所施設整備事業及び2、家畜保健衛生所野生動物専用検査施設整備事業は、財源更正を計上するものでございます。

最下段の家畜衛生・防疫対策事業費でございます。

30ページ、説明欄の3、畜産防疫体制強化事業は、事業費確定に伴い、減額を計上するものでございます。

畜産課は以上でございます。

○高野農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

31ページをお願いします。

2段目の農村地域農政総合推進事業費の説明欄の2つの事業は、農地集積に向けた市町村や農業公社等の取組に対する助成でございます。農地集積協力金や人・農地プラン策定事業などの事業費確定に伴う減と一部財源を国庫から基金繰入れへ更正するものでございます。

その下の段の債務負担行為の追加は、農業法人に係る支援と認定農業者の認定に関する2つの委託業務について、年度当初から取り組むために、債務負担行為を設定するものでございます。

下の1段目の農業委員会等振興助成費は、農業委員会等の事業推進に対する助成でございますが、説明欄の1の事業については、国

庫内示減に伴う減でございます。

2の国の経済対策につきましては、農地の出し手、受け手の意向把握に用いるタブレット導入に対する助成でございます。

最下段の農業改良普及推進費の説明欄の農業次世代人材投資事業は、いわゆる青年就農給付金の交付事業でございますが、事業費確定に伴う減でございます。新規の申請者が見込みを下回ったことや交付対象者の所得が基準を超過したため、交付額が減少したことによるものでございます。

33ページ、2段目の農業構造改善事業費、説明欄の3つの事業につきましては、担い手の農業用機械や施設等の導入に対し助成する事業でございます。

1の担い手づくり支援交付金事業は、今年度の通常事業ですが、国庫内示減に伴う減でございます。

2の強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)は、一昨年7月豪雨災害の復旧事業で、9月議会で増額補正していただいたものですが、事業費が確定し、減額するものでございます。

3の担い手確保・経営強化支援事業は、国の経済対策に対応した新規事業でございます。

最下段の農業大学校費、説明欄の2、実践力強化研修教育高度化事業は、国の経済対策により、時代に即応する人材を育てる研修教育に必要な機械、設備の整備を行うものでございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○清藤農村計画課長 農村計画課でございます。

36ページをお願いします。

4段目の国営土地改良事業直轄負担金については、国営土地改良事業に係る県の負担金で、説明欄の1は、令和3年度事業費の確定に伴う減額、2は、令和3年度経済対策予算

に対応する追加でございます。いずれも八代平野地区と宇城地区分に係るものでございます。

最下段の債務負担行為の追加については、川辺川地区の令和2年度事業費分の負担金を分割払いで支払うための債務設定をお願いするものです。

37ページをお願いします。

2段目の農業農村整備事業調査計画費については、農業農村整備事業の新規地区に関する調査や事業計画書の策定、土地改良施設の調査等に要する経費で、説明欄の1は、令和3年度事業費の確定に伴う減額と財源更正を行うものです。

2は、令和3年度経済対策予算を活用して実施する防災重点農業用ため池の劣化状況調査等に要する経費です。

4段目の海岸保全直轄事業負担金については、直轄海岸保全事業に係る県の負担金で、説明欄の1は、令和3年度の事業費確定に伴う減額で、2は、令和3年度経済対策予算に対する追加です。いずれも、玉名・横島地区と八代地区分です。

農村計画課は以上でございます。

○青木農地整備課長 農地整備課でございます。

38ページをお願いします。

5段目、下から2段目の換地処分清算金については、県営土地改良事業における換地の権利者間の不均衡の是正を金銭清算するための経費です。今年度の実施地区数の減少に伴い減額するものです。

最下段、県営中山間地域総合整備事業費については、説明欄1のとおり、事業費の確定に伴う減額補正をいたします。

39ページをお願いします。

1段目は、先ほどの県営中山間地域総合整備事業費の続きですが、説明欄2のとおり、国の経済対策として、中山間地域における農

業生産基盤の整備に要する経費について増額補正をお願いするもので、南関町の上長田地区において実施する予定です。

2段目の団体営農業農村整備事業費については、説明欄のとおり、事業費の確定に伴う減額補正をいたします。

3段目、農業生産基盤整備事業費については、説明欄1のとおり、事業費の確定に伴う減、2のとおり、国の経済対策として、農地の区画整理、農業用排水施設等の整備に要する経費として増額補正をお願いするもので、熊本市の松の木堰地区ほか16地区において実施する予定です。

40ページに入りまして、2段目の海岸保全事業費については、説明欄のとおり、災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費で、8月11日からの大雨で農地海岸に漂着した流木等の処理に要する経費でございます。11月議会で補正を行ったところですが、その後、被害報告に追加があったことから、再度、予算の補正が必要となったものです。

3段目、農地防災事業費については、説明欄1のとおり、事業費の確定に伴う減、2のとおり、国の経済対策として、湛水被害防止施設等の整備に要する経費について増額補正をお願いするもので、八代市の金剛地区ほか14地区において実施する予定です。

最下段、単県農地防災施設管理費については、説明欄のとおり、防災重点農業用ため池の管理を支援するため池サポートセンターの運営業務の委託に当たり、令和4年度当初から事業を実施するため、債務負担行為の追加をお諮りするものです。

41ページをお願いします。

3段目の県営農地等災害復旧費については、大切畑ダム堤体工事について、仮配水路トンネル工事において発生した湧水の対応などにより工程が遅れたことに伴い、当初予定していた工事の執行ができなくなりました。このため、令和3年度及び令和4年度の支払

い額の年度割り額を後年度に変更することが必要となり、債務負担行為の追加を行う必要が生じたものです。

農地整備課は以上です。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課です。

説明資料、42ページをお願いします。

上から3段目の農村地域農政総合推進事業費の減額は、説明欄、棚田地域振興推進事業費の活用地域が見込みより減ったことによる国庫内示減でございます。

その下の山村振興対策事業費の減額は、中山間地域等直接支払事業において、所要額が確定したことによる国庫内示減に伴う減額ということでございます。各市町村で取組面積が確定いたしましたので、今回の補正額ということになりました。

下段の農作物対策費ですが、説明欄の鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業での減額につきましては、年度当初、国庫が市町村の要望する額に満たないので、最後まで割当て内示を待つ意味で、この時期の減額補正をお願いしておるところです。

次の鳥獣被害防止総合対策事業の令和3年度の経済対策分は、経済対策として国のほうから内示された鳥獣の侵入防護柵等の整備事業分を別の事業として補正して受け入れるものでございます。

43ページをお願いします。

上段の農業構造改善事業費の減額は、説明欄の中山間農業モデル地区強化事業として、国庫事業活用のために用意していた予算を減額するもの、それからその下の中山間地域所得確保対策事業は、国が令和3年度の補正予算として出した事業を、スーパー中山間の事業実施地域で活用するため、受け入れる予算でございます。

下段の土地改良費、未来につなぐふるさと応援事業の減額につきましては、事業費の確定による減、その下の農地・水・環境保全向

上対策事業費の減額につきましては、多面的機能支払事業で目標面積に対して予算化をしておるとのことと、加えて加算金の配分が100%でなかったことによる国庫内示減による減額ということになります。

むらづくり課は以上です。

○徳永技術管理課長 技術管理課でございます。

44ページをお願いします。

3段目の地籍調査費でございます。

説明欄のとおり、国の経済対策を活用し国土強靱化を推進するとして、増額をお願いするものです。その内容は、土砂災害警戒区域等において市町村が実施する地籍調査に対する助成でございます。

下から2段目は、債務負担行為の追加でございます。

説明欄の総合評価方式事前登録審査業務は、総合評価方式による入札事務の効率化を図るため、事前に企業の実績等を審査してデータベース化するものでございます。

最下段は、債務負担行為の変更でございます。

説明欄の積算基礎資材単価調査業務は、農林水産部が発注する公共工事の積算資料とするため、建設資材の単価調査を行うもので、調査資材の追加に伴う変更でございます。

両業務とも4月から取りかかるために、債務負担行為の設定を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

66ページをお願いします。

繰越明許費の設定でございます。

令和3年度繰越明許費につきましては、11月議会にて御承認いただいたところですが、今回、国の経済対策分等を追加し、追加後の設定額は、上段、農林水産業費の計で387億

4,400万円余、下段の災害復旧費の計で122億4,300万円で、合計額は、一番下の合計のとおり、509億8,700万円余として提案いたしております。

農林水産政策課からは以上でございます。

○青木農地整備課長 農地整備課でございます。

ここからは、条例等関係を御説明させていただきます。

資料の67ページをお願いします。

県営土地改良事業の工事請負契約について、4件お諮りいたします。

まず、議案第24号、工事請負契約の締結についてお諮りします。

工事名は、益南地区農村地域防災減災事業（湛防）第3号工事他合併です。工事内容は、排水ポンプ製作据付け工。工事場所は、宇城市松橋町砂川地内。工期は、契約締結の翌日から令和6年3月29日まで。契約金額は、5億4,062万8,616円です。契約の相手方は、株式会社ミゾタ、契約方法は、一般競争入札となります。

69ページをお願いします。

工事請負契約の変更について、3件お諮りします。

まず、議案第25号、令和2年2月議会において議決されました松の木堰地区農業水利施設保全合理化事業第2号工事他合併の請負契約につきまして、契約金額について、4億8,123万2,367円を4億9,252万8,169円に変更するものです。

事業の概要については、70ページのとおりで、頭首工のゲートの製作据付け工等を行う工事です。

請負契約の変更理由については、3番に記載しておりますが、関連工事である堰本体工事の工程が遅延したことに伴いまして、本工事において、工期短縮を図る必要があり、ゲート製作据付けの工法を変更したことによる

ものです。

71ページをお願いします。

議案第26号、令和2年11月議会において議決されました竜北地区農村地域防災減災事業（湛防）R1補正第17号工事他合併の請負契約につきまして、契約金額について、9億2,400万円を9億1,417万5,181円に減額変更するものです。

事業の概要については、72ページのとおりで、排水機場の下部工の施工を行う工事です。

請負契約の変更理由については、3番に記載しておりますが、工事用道路の設置において、農地に石が混入することを防ぐための対策及び敷き鉄板の追加、湧水発生に伴う土留め工法の変更によるものです。

73ページをお願いします。

工事請負契約の変更、最後の1つでございますが、議案第27号、令和3年2月議会において議決されました第一海路口地区排水対策特別事業第1号工事の請負契約につきまして、契約金額について、6億7,650万円を7億3,900万円に変更するものです。

事業の概要については、74ページのとおりで、排水機場の下部工の施工を行う工事です。

変更理由については、地下水の現場条件が当初の想定と異なったため、地盤改良の追加及び基礎地盤の地質の相違による基礎ぐいの施工単価の変更を行ったことによるものです。

農地整備課は以上です。

○楮本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

76ページをお願いします。

報告第2号、一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

内容につきましては、77ページをお願いい

たします。

法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営の支援事業などを実施し、本県果樹農業の発展を図ることとございます。

次に、2の決算の概要についてでございます。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなります当期の正味財産の増減につきまして、次のページ、(2)で御説明いたします。

法人全体の今期の正味財産増減額は、5,900万円余の減額で、公益目的事業会計の減少によるものでございます。

主たる要因は、令和2年度に国の緊急需給調整特別対策事業、これは、ミカンの販売価格が低下した際の対策事業でございますが、同事業が廃止されまして、事業実施に必要な資金として県から受け入れていました交付準備金6,200万円余を全額県に返還したもので、公益目的事業を実施する上で問題はございません。

次に、3の事業実績等についてでございます。

まず、アの果樹経営支援対策事業は、優良品目や品種への転換などを支援する事業でございますが、139ヘクタールで実施されまして、補助金2億5,200万円余が交付されてございます。

次に、イの果樹未収益期間支援事業は、優良品目、品種へ転換した際の未収益期間の経費を支援するものでございます。2億600万円余が交付されてございます。

最後に、ウの令和2年度果樹産地再生支援事業は、7月豪雨の被災産地の再生を支援するもので、130万円余が交付されてございます。

農産園芸課は以上でございます。

○末松直洋委員長 以上で前半グループの説

明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

なお、本日は先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 委員長、まず確認であります。アサリの話は後ほどもう一回説明があると思いますので、後のほうで質問ですね。

○末松直洋委員長 はい、お願いします。

○前川収委員 はい、分かりました。

それではまず15ページ、農業技術課。

スマート農業導入加速化事業ということで、一旦減額されて、新しくマル新のスマート農業技術導入支援事業ということで、1億8,000万円の予算が計上されて補正されておりますけれども、スマート農業という言葉はよく最近耳にするようになりましてし、具体的に、賢い農業をどうやってやっていくのかということの機械が、どんなものがあって、どういうふうにかかされているのかがなかなかイメージできないので、代表的な例でいいので、どういう形で導入されて、どんな効果が出ているということの説明をいただければありがたいというふうに思います。

2つ目の質問は、21ページです。農産園芸課。

葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業ということで、今回、たばこの耕作面積がかなり減ると。廃作されるところや転作されるところがあるというところをお話聞いておりましたけれども、JAの総量買取りの契約栽培というのが、基本的な葉たばこ栽培の在り方だ

ったと思います。それ以外は熊本県内にはほぼないというふうに思いますけれども、JAじゃなくてJTですね、失礼しました。日本一の耕作地と耕作量を誇ってきた熊本県だと思っておりますが、今回かなり大きな廃作があったというふうに聞いていまして、その後の状況というのがどうなっているのか、数字も含めて、日本一がキープされているのかどうなのか。もちろん廃作は全国的にやってらっしゃるといふには思いますけれども、その辺のところを教えてくださいと思います。

それから、最後が28ページ、畜産課。

くまもと黒毛和牛ということで、統一ブランドをつくっていただくということで、県のほうから非常に御努力をいただいて、そのブランドができています。もちろん、枝は別ですけども、冠でくまもと黒毛和牛というものが統一されたということでもあります。もうかれこれ1年以上がたったかなというふうに思いますが、このくまもと黒毛和牛の県内ブランドの統一ということの事業効果というのが、どのような形で、まだ見えてないかもしれませんが、いろいろ見えているという話も聞きます。

もし、今の段階で分かれば、この事業効果についてしっかり教えてもらえればありがたいというふうに思っていますし、そのことと関連した「くまもとの牛肉」首都圏流通ルート開拓支援事業ということ、これも今までは単発のそのブランドで出していたらというふうに思いますけれども、統一ブランドでやっていかれるのかどうなのか、併せてお答えいただければと思います。

3つ、以上です。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

スマート農業の推進につきまして、今全体的に一番機械で入ってきているのはドローン

でございます。今県のほうで把握しておりますのが、約150機体ほどドローンが導入されておまして、実際、散布面積としまして、県のほうに、まだ計画段階ですけども、年度通して報告してもらいますが、延べ面積で4,600ヘクタールほどをドローンのほうで、水稻や露地野菜、そういったものの防除に、やはりこれが一番活用されているというふうに思います。

そのほか、施設園芸の農家のほうでは、複合環境制御施設、トマト栽培等におきまして42ヘクタール、それから畜産では、搾乳ロボットが一番、50台ほど導入され、省力化が図られてきていると。ただ、やはりまだスマート農業機械というのは、非常に高く、導入されづらいというような課題がございます。

そのため、今回、国のほうの経済対策のほうでの補正予算で、スマート農業機器を低価格で導入できるように一括発注する、要件のほうに、定価よりも10%以上見積額が安くなるような要件、そういったものを出して、機器が導入できるようにするような支援策というのが出てきておりますので、今回、このような事業も活用して機械の導入を進めていきたいというふうに思っております。

農業技術課は以上でございます。

○末松直洋委員長 では、続けて。

○楮本農産園芸課長 葉たばこの廃作の状況でございます。

まず、昨年でございますが、全国、全体で5,800ヘクタールほどございますけれども、そのうちの2,000ヘクタールを減らすと。全体の35%を減らすというような目標で各県が取り組んできてございます。最終的に、全国としましては、廃作は1,822ヘクタールということで、若干目標には足りなかったということでございますが、現在、そのような状況となっております。

本県につきましては、委員からお話ございましたけれども、全国一の面積ということで、昨年度といたしますか、令和3年度作につきましては、886ヘクタールございました。そのうちの今回廃作を希望される方々が176ヘクタール、戸数にしまして、488戸のうち137戸が廃作をしたいというような申出がございました。

基本的に、この方々については廃作をするということで、今回2月補正で事業のほうを要求してございますけれども、これは国の事業でございまして、国のほうから、廃作に関する必要な施設、機械等については、この事業で導入できるというようなことでございます。

先ほど言いました137戸の農家の方々の大体内訳でございますが、廃作といたしますか、転換する品目の希望を調査してございますけれども、そのうち3分の1は水稻を作りたいというような御希望でございました。そのほか、多いのが、野菜、麦等々でございました。

基本的に、野菜等の方々が、今回、この事業に対して、もう要望調査を実施してございますけれども、機械、それから施設等を導入したいというようなことで、今要望を聞いている状況でございます。皆さん方がしっかり転換できるように、取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

まず、くまもと黒毛和牛統一後1年たって、事業効果はどうかということでございますが、昨年3月19日に統一お披露目させていただきました。誕生してもうすぐ1年になります。その間、長年のもともと課題であったくまもと黒毛和牛が統一できたということで、このコロナ禍にあっても、県内の農業団体と企業畜産が結束して売り込んでいくという機運が高まっております。

定性的にはそういうことなんですけれども、数的には、これまで、統一シールが12月までの3四半期で150万枚貼り付けて売られております。それだけもう県民、県内外に目についているんだらうと思います。ちなみに、その前までは年間5万枚ぐらいだったのが、急激に増えております。

この今回の事業の中で、年間1万5,000トン出荷があるんですけれども、それにほとんど付けて売っていくような仕組みにしていきたいと思っております。

それと関連しまして、首都圏流通ルート開拓の支援事業のほうなんですけれども、もちろん委員がおっしゃったように、統一ブランドでということ考えております。他県の全国レベルの優良銘柄に追いつき追い越すためには、どうしても首都圏で売って、目につかなければならないということで、大消費地である東京食肉市場で、全国から銘柄が集まりますので、そこで評価をしていただくということをしように思います。

恐らく、取組初期段階は、新参者ということで、評価があまり上がらずに買ったたかれることも予想されますけれども、そこで踏ん張って一定量の供給量を確保して行って、全国レベルのブランドにしていきたいと思っております。

畜産課は以上です。

○前川収委員 まず最初に、スマート農業の話ですけれども、私も多分ドローンが主体だろうなあとというふうに思っていました。我々の目につくのは、やっぱりドローンで病害虫除去ですか、それをやっているところはかなり目に入るようになってきたなというふうに思っていますが、そのことによって、かなり農業の作業効率は上がってくるというふうには期待しておりますが、もう一つ、何となく、主体的な農業そのものに対するスマート化というものが、熊本県で実施されていけばありが

たいなというふうに思っております。

というのは、農業後継者をつくっていかなくればいけないというのは、もう大きな課題でありますけれども、後継者が農業に入らない理由は、もうお分かりのとおりでありまして、作業のつらさ、きつさがある、その割には実入りが少ないというのが当然理由になっているわけでありますから、その部分をどうやって軽減させていくかという部分が、つまりスマート農業導入の意味だろうというふうに思っていますので、ぜひそちらにつながるように頑張ってください。

答弁は要りません。ありがとうございます。

それと、次のたばこの話なんですけれども、かなりの規模、県内においても廃作されるということですが、廃作後の県内の位置づけはどうかは、ちょっとお答えいただかなかったと思いますので、ぜひ、この廃作が行われた後に熊本県内の位置づけはどうかということ、そのことの説明をひとつお願いしたいと思います。

それと、農業、農家の実態を御存じの皆さんばかりでありますから、よくお分かりだと思いますが、たばこ農家は物すごく優秀な農家です。それぞれの地域において、大体地域のリーダー的な人たちが、JTとの契約栽培でたばこをなさってきたというのが、この何十年間かの私は多分歴史だろうというふうに思っています、全部が全部じゃありませんが、ほとんどのたばこ農家というのは、やっぱり篤農家で、地域のリーダー的な人がとても多いというふうに私は客観的にずっと見ながら思ってきました。その人たちが残念ながら廃作をなさるということで、これは、大きな時代の流れとしては、たばこの需要が減っているという前提から考えればやむを得ないんだろうと思います。

しかし、農家の経営安定ということの前提から見れば、たばこみたいに100%、契約栽

培で100%買い取るという商品はあまりないですよ、過去の歴史も考えれば。あまり聞いたことがない。それはやっぱり守っていかなくちゃならないし、本来のその農家の経営スタイルの中に、JTだけじゃなくて、ほかの産品もそういうことをやっぱり目指していかなくちゃいけないというふうに思っています。

なぜならば、農家の安定感が全然違うんですね、やっぱり。契約栽培やってらっしゃって。もちろん、たばこ耕作は、物すごくつらく、きつい仕事でありますけれども、大体反収当たりは物すごく高いですよ、他の産品と比べれば。それをきちっと作って、きちっと売るといっても、組織化しながらやってきたということでもあります。

たばこがなくなることはないというふうに思いますけれども、やっぱりたばこの耕作みたいな契約栽培のモデルみたいなものが、ほかの産品にも生かされていかなくちゃなということもずっと前から考えておりましたけれども、なかなかそこに行き着くところはあまりないんですね。ぜひ、そういうものも目指してやっていただきたいと思えますし、それから、さっき言った熊本の位置づけがどうなるかも御答弁いただければというふうに思います。

それと最後に、熊本県産和牛の、28ページですけれども。1年間できちとした効果が出るかどうかというのは、まだ分からないと思いますが、少なくとも統一ブランドシールが、過去に5万枚ぐらいしか貼られてなかったのが、150万枚に増えた、30倍に増えたということ、これはもう間違いない効果の現れだろうというふうに思います。

やっぱりみんなが意識を持って、企業畜産も含めて、一緒にくまもと黒毛和牛のブランド化を目指して頑張ってもらいたいと思えますが、目的は、やっぱり価格ですよ。

今までのそれぞれの優秀な黒牛を作って出していた農家が、ブランドがバラバラだった

がゆえに、キロ100円ぐらい損してたというのを、私は、実際にそういう人たちから聞いたことがあります。もちろん、今市場価格がキロ100円枝肉の価格で高くなってれば、即効果が出たということにはなると思いますが、まだそこには至ってないというふうには思ってます。実態的に私は知りません、どのくらいになってるのかは。

ただ、やっぱり統一ブランド化していかないことには、いつまでも——いいものを作っても、宣伝下手というんですかね、熊本全般的によく言われる話なんだけれども、売るのが下手くそだと言われてますけれども、そういうことの払拭につながるというふうにも思ってますので、もしも分かれば、そういった全体的な枝肉価格の状況が、統一後と統一前とどう変わってきているのか。コロナもあって、なかなか比較しにくいとは思いますがけれども、分かれば教えてください。

○楮本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

すみません。説明が足りませんで、申し訳ございませんでした。

まず、県の全国の位置づけでございますけれども、先ほどお話し申しました面積から言いますと、全国が全体で31%減少する中で、本県の減少率は20%でございます。各主産地、ほかの県も本県以上に減少してございまして、本県の全国1位というのは、そのまま間違いないのかなというふうには思っております。すみません。ここは、正確な数字はございませんけれども、現状からして、そういうことかなというふうに理解をしております。

それともう1つ、経営的な面でございます。

先ほども申しましたけれども、作物を転換する中、そういう中であって、廃業される方々もいらっしゃいます。これは、高齢が理由

だったり、それから兼業されてたりということで、この期に農業をやめるという方も5軒ほどいらっしゃいます。

そのほか、廃作を希望されている方々も、中心は、規模が小さいところだとか高齢化の方が主体でございまして、中心となります大規模な経営をされている方々については、そのまま経営をされているというような状況にございます。そういう中で、委員からもお話しございましたけれども、非常に優秀な経営をされてございます。所得率も高く、こういうことで本当にモデルとなる経営かなというふうに思っております。

ほかの品目というふうなことでございまして、農産園芸課としましても、野菜あたりは、非常にそういう契約的な分というのは取り組めるのかなというふうなことで、露地野菜を中心にそういう取組を今させていただいてるところでございまして。ほかの品目にも十分通用することです。積極的にそういう取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

委員おっしゃいましたとおり、農家のため、農家の牛の価格が上がるのが大事でございますけれども、その数字が、どうしても熊本県内の畜産流通センターとかで売の場合であっても、東京とか大阪の市場の価格を建値にしまして、そこから相対する、もしくは競りで売られるという形で、現在のところあまり差は見られておりません。

その辺も今後見ながらいきたいと思っておりますけれども、少なくとも品質的にも非常に高い、よそのところにもどこにも負けない品質であることと、全国第4位の生産県であるということで、そのメリットを生かしながら、頑張っ供給をしながらブランド価値を高めて、最終的には、その枝肉の価格が上がっていくようなことに取り組んでいきたいと思っ

ております。

以上です。

○前川収委員 頑張ってください。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○淵上陽一委員 すみません。前川先生のところ、スマート農業に質問があって、150機ドローンが入ってきた、4,600ヘクタール増えたということでありまして、やっぱり量掛ける値段引くコスト、ドローンなんかでコストが下がるとか量が増える、その分はいいんだろうというふうに思っておりますけれども、私、期待してるのは、やはり同じ作物を作っても、上手な人と下手な人がいるわけでありまして、ここをどう技術的に解決してあげていくかというのは、私は、非常に大事になってくるとだろうというふうに思っております。ぜひとも県で——今トマトなんか私も見させてもらいましたが、ほぼパソコン上で全て終わってしまう。ある意味、もう土日は作業してませんというような状況で、現場に行かなくても、スマートフォンで見て管理ができますというのを、私も見させてもらったんですけれども、ほかのところでもそういう波及ができるように、ぜひとも、県としても、何か作物でそういう研究をしていただければなというふうに思っております。

もうこれは要望です。どうかよろしく願いときます。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○吉永和世委員 すみません。農産園芸課だと思っておりますけれども、新型コロナの影響で消費が減少している。また、価格が低迷して

いる。また、今現状においては、その燃油高騰によって、またダメージが出てきているのかなと思います。輸送関係も、今ちょっと悲鳴というか、そういった声も出てきているので、輸送費が上がると、また結局、生産者に結果結びついてくるといふ形だろうと思っております。今そういう状況の中で、やっぱり非常に困ってらっしゃる生産者もいらっしゃるんだろうと思っておりますけれども、その辺の状況というのは、把握されていればちょっと教えていただきたいと思っております。

○楮本農産園芸課長 具体的な生産者の方々がどういう状況かと、どういう部分でと、経営的な部分というのは、ちょっとあれなんですけれども、本当に、委員おっしゃるとおり、需要が減少してる中で、燃油高騰、それから資材費も高騰しているというようなこと、非常に厳しい状況にあるというのは理解をさせていただきます。

そういう中で、今回、2月補正として、こんな取組をさせていただいているところでございます。非常に、そういった方々、こういった支援をしていくかというのが、私たち非常に悩んでいるところでございますけれども、直接的な支援といたしましては、燃油高騰対策として国がやっておりますし、今回、事業者支援というような形で、国のほうから、所得に対して直接支援をするというような形の事業が、今もう取組をされてございます。

ほかの部でございますけれども、県につきましても、所得が減少したところにつきましては、国の上乘せというような形で、商工のほうで取組をさせていただいております。そういう直接的な分というのもございます。

当部といたしましては、直接的な分というのが非常に難しかったということで、今回、そういう今後の経営のリスクを少しでも減らしていければというようなことで、省エネ裁

培ができるような資材だとか取組だとかというような形で支援をさせていただいております。それが次作以降、省エネ対策ということでつながって、燃油対策ということになればいいのかなというようなことで、今回補正を組ませていただいたところでございます。

農家が、直接、今こういう具合に収入が減っているというふうなところまでしっかり把握はできておりませんが、そういう対策として、今回、そういう取組をさせていただいたということで、回答させていただければと思います。

以上でございます。

○吉永和世委員 しっかり対応いただければというふうに思います。一番心配するのは、こういう状況で、やっぱり農家は、農業をやめてしまうというようなことがあってはやっぱりいけないので、そうならないように、農家さんあるいはJAともしっかりと情報を把握していただいて、対応いただければというふうにお願ひしたいと思います。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか、要望で。

ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 農業技術課の16ページ、地下水と土を育む農業総合推進事業なんですけれども。すみません、この事業の目的と、それから当初予算が幾らだったのか。それから、この事業に関連して協議会が開催されていると思うんですけども、ちょっとホームページで見たら、令和2年の1月28日開催のやつが出てきたんですけども、それ以降は開かれてないのか、令和3年度とか開かれてないのか、それをお尋ねしたいんですが。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でござい

ます。

この地下水と土を育む農業総合推進事業は、地下水と土を育む農業推進条例を制定しておりますので、それに基づく計画を策定しております。その中で一番大きな話は、グリーン農業の推進なんですけれども、そのほか、上質な堆肥を使った生産であるとか、水田湛水とか、試験研究技術の普及、それから、やはり消費者と一緒に県民運動を展開していくというような形で進めているところでございます。コロナがございましたので、令和2年からは、書面決裁と書面決議ということで開催をしているところでございます。

それから当初予算につきましては、R3年度は、5,800万円余ぐらいの当初予算となっております。

農業技術課は以上でございます。

○山本伸裕委員 熊本の場合は、地下水の涵養について、非常に自然のメカニズムがすばらしくできているなということを感じて、それで、地下水をめぐっては、例えば、どこでも、河川の上流、下流の側で水をめぐって争いが起こるんですけども、白川の場合は、豊富な地下水が湧き出してくるから、その争いなんかも解消されてきたというような歴史も伺ったことがあるんですけども。それだけじゃなくて、かなりその防災の面でも、地下水が浸透するおかげで、その防災にもやっぱり大きな役割、貢献していると。

そういう点で、今かなり涵養域が、工業団地であるとか、かなり農地が減少してアスファルトで埋められてしまうんじゃないかなというような懸念をしております。そういう点では、この地下水と農業用水の涵養の問題なんかについて、専門家とかも交えて、やっぱりしっかりこれから見ていく必要があるんじゃないかなというふうに思ひまして、そういう点で、書面決議で開催しているというよ

うなことでしたが、私の要望としましては、専門家の意見なんかも含めて、この地下水の将来的な安定的な供給の問題とかについても研究をしていただきたいなというふうに思っております。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

委員のほうから御指摘ありました専門家の意見ということで、この推進につきましては、減水深であるとかはどのような影響があるのかということ、熊大、東海大学、それから県立大学の3大学に委託をしまして、実際、調査をお願いするなり、成績を出していただいて、そういったものも、こちらの県民会議の中でお示しして協議を行っているという状況でございます。

○山本伸裕委員 はい、分かりました。今後ともよろしくお願いします。

○末松直洋委員長 ほかに。

○磯田毅委員 22ページの米麦等品質改善対策事業費が5,000万ほど補正されてますけれども、具体的な事業はどんな事業があるでしょうか。

○楮本農産園芸課長 麦、大豆の事業でございますけれども、これは国の事業でございまして、水田の中で麦、大豆等を生産する、これは、基本的には、主食用米からの転換というのが前提になってございますけれども、それを前提といたしまして、麦、大豆を作付した場合、新品種を導入するだとか、機械を導入するだとか、あと生産性を向上させる取組をするだとかといった取組に対しまして、10アール当たり、基本的に2,000円から1万円、これは取組の内容によって変わりますけれども、それが国のほうから交付をされると

というような形になってございます。

それともう一つは、それに必要な機械等を整備する場合には、2分の1補助として機械も導入できるというような事業でございます。

以上でございます。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○荒川知章委員 スマート農業に関連してですけれども、スマート農業と聞くと、トラクターを自動で動かすとか、そういうのもあるかと思うんですけれども、面積が大きいところはそういうのは導入しやすいとか、県によって違うと思いますけれども、熊本県において、そういうトラクターとかの自動運転とかいうのは、現在導入されているのでしょうか。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

どうしても無人的なそういったのになると、2,000万以上とか非常に高価なので、今のところはまだ導入されておられません。

以上です。

○荒川知章委員 分かりました。

○荒川知章委員 今後、価格がどうなるか分かりませんが、私の地域とかでもなかなか担い手不足が大きな問題になってまして、そういう耕作放棄地も増えてますし、そういう若者が参入できるようなITを利用した今までと違った農業ができれば、また若者もそういう農業に関心を持って、担い手も増えていくかと思っておりますので、ぜひ、そういうスマート農業の今後新しいいろんなのが今から出てくると思っておりますので、そういうのを県からも積極的に提案していただいて、農業県

熊本が今後も他県に負けないような形で、このITの導入の仕方によっては全然違ってくると思いますので、ぜひ、その辺をまた今後ともよろしくお願いいたします。

○酒瀬川農業技術課長 高価な機械、トラクターとかにつきましては、共同で使うというような生産組織、そういった農業者の組織的な部分も必要かと思っておりますので、経営調査も実際行いながら、どの面積をどのような人数でいけば採算が合うのかと、そういったところも考慮しながら推進をしているところで

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○荒川知章委員 はい、ありがとうございます。

○末松直洋委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、以上で前半グループの質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、5分間休憩を行いたいと思います。

再開は、11時15分からとします。

午前11時10分休憩

午前11時15分開議

○末松直洋委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

後半グループ各課の付託議案等について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

なお、委員会はインターネット中継が行われておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきま

すようお願いいたします。

執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

本議会では、アサリの産地偽装対策関連予算を提案しておりますが、農林水産部の複数課にまたがることや食品表示法関係を所管する環境生活部の関連予算もあることから、当課から一括して、現状や課題、これまでの県の対応、関連予算の全体像について、別添、「熊本県産アサリ産地偽装対策・再生に向けた取組みについて」で、まず御説明させていただきます。

別添資料の1ページをお願いします。

まず、アサリを取り巻く現状です。

資料左側、棒グラフは、近年の漁獲量になります。平成15年の6,877トンピークに、令和3年は、35トンと大きく減少しています。

資料右は、アサリの輸入量になります。西暦2000年、平成12年ですが、約7万5,000トン記録した後、緩やかに減少し、直近の2021年、令和3年では、輸入量が3万419トン、うち中国が8割、韓国が2割を占め、価格は、キログラム当たり200円前後で、純県産アサリのキログラム当たり600円の3分の1程度となっています。

2ページの赤い枠囲みの中は、今月2月1日に農林水産省が公表したアサリ産地表示の実態調査結果になります。

全国の広域小売店、全国チェーンのスーパーマーケット等になりますが、本県の年間漁獲量を大幅に上回る2,485トンが熊本県産と表示され、販売されていること、その97%は外国産の可能性が高いと判定されたことが公表されております。

資料下段の左側の棒グラフは、2019年から

2021年までの月ごとの輸入量をグラフ化したものでございます。

三池、熊本、三角の税関支署、出張所を通関するアサリは、棒グラフのグレー、黄色、オレンジになりますが、これらが出てくるのは、10月から5月の期間に集中していることがお分かりいただけるかと思えます。これは、アサリは梅雨時期の低塩分や夏場の高水温に弱いため、本県で蓄養に適した期間は10月から5月と考えられるためです。これら3か所で通関した輸入アサリの全てが、本県で蓄養をされていると仮定すると、2021年の輸入量全体の約30%と推測されます。

3ページをお願いします。

アサリ流通のイメージでございます。

上が県産の天然生きアサリの流れで、下が輸入アサリの流れになります。天然生きアサリは、その8割程度が県漁連から指定商社への共販として出荷されています。

下段の輸入アサリについては、本県の蓄養場に入る可能性が高い三池、熊本、三角を通過する輸入アサリは、上の細い矢印のとおり2,448トンで、輸入アサリ全体の2割程度です。一方で、下関を通過する輸入は、8,364トンで、輸入アサリ全体の8割近くにも及んでいます。

なお、一番下に養殖と蓄養の違いを載せております。

蓄養は、一時的に保管する行為であり、アサリ搬入が容易な陸に近い部分で行われ、アサリ漁場とは明確に区分されております。

下の4ページは、原産地表示と長いところルールについての説明になります。

一番下に記載しているとおり、アサリの場合、魚類のように大きさと生育年数の判別は困難であり、県としては、このルールの適用見直しを国に要請しています。

5ページをお願いします。

アサリ産地偽装に対するこれまでの対応になります。

原産地表示がルール化された平成15年以降の状況になります。食品表示法等に基づき県が指示及び公表を行った事案が8件ございます。いずれも外国産を熊本県産等と偽装表示したのですが、うち、明らかに蓄養が確認できたもの、つまり、長いところルールが悪用されたものが、表中右側、赤丸がついた4件となっています。

下の6ページは、国、他自治体措置分となります。国やほかの自治体が行ったアサリに関する措置案件です。

九州農政局管内では、これまでに14件の指示及び公表が行われています。御覧のとおり、他県においても、大多数が外国産を熊本産と表示しており、措置権限を有する国や各県において、指示、公表が行われております。

7ページをお願いします。

今回のアサリの産地偽装に対する県の対応をまとめたものです。

県では、この危機的状況を打開し、産地偽装の根絶に向け、5つの取組を進めていくこととしています。

まず1つ目が、2月1日に発出しました産地偽装をあぶり出すための熊本県産天然アサリの緊急出荷停止宣言です。

2つ目が、2月11日の新聞広告をはじめとするアサリ産地偽装の根絶と風評被害の防止に向けた積極的な広報で、3つ目が、産地偽装110番による疑義情報の収集です。

4つ目が、2月8日に実施しましたアサリ産地偽装に係る国への要望、そして5つ目が、これからの取組となるアサリ産地偽装を防ぐ仕組みづくり、熊本県産アサリブランド再生協議会による検討となります。

下の8ページは、2つ目の取組である積極的な広報として実施しました新聞広告になります。2月11日に全国紙及び地方紙に掲載しました。

9ページをお願いします。

3つ目の取組である産地偽装110番では、これまでに327件の情報提供があっており、主に県外からの情報提供が多くなっております。

なお、東京などの大消費地でも、熊本産のアサリは店頭では全く見かけなくなり、代わって北海道産、愛知県産のアサリを見かけるようになったとのこと。

下の10ページは、4つ目の取組となる国への要望です。

2月8日に、知事が金子農林水産大臣、若宮内閣府特命担当大臣に直接手渡し、取締り体制の整備や長いところルール運用の見直し、トレーサビリティ制度の構築など、4点を要望しています。要望に対し、両大臣からは、アサリの偽装は消費者の信頼を揺るがしかねない深刻な問題という共通認識を示していただいた上で、県や関係省庁と連携し取り組んでいくという趣旨のコメントをいただいております。

11ページをお願いします。

ここからが、5つ目の取組となる熊本県産アサリの産地偽装対策、再生に向けた取組になります。

右上の枠囲みに、この取組に係る経費として、予算額1億5,100万円とありますが、今議会に2月補正予算として提案させていただいております。

中ほどに、事業概要として、Ⅰ、Ⅱの2項目を示しております。

下の12ページは、Ⅰ、アサリ産地偽装根絶に向けた取組になります。主に環境生活部の取組となります。

まず、(1)は、産地偽装110番に寄せられた疑義案件に対する立入検査の実施です。

(2)では、疑義案件のアサリを買い上げ、DNA検査を実施するとともに、(3)では、悪質な疑義案件に対する行政措置、告発の検討を行います。

(4)では、長いところルール見直しに取り

組んでまいります。

13ページをお願いします。

Ⅱ、アサリ産地偽装を防ぐ仕組みづくり、風評被害対策等です。

(1)から(6)までの6つの取組を行うこととしており、農林水産部における取組となります。

(1)から(3)は、一昨日、2月22日に第1回を開催しました熊本県産アサリブランド再生協議会による産地偽装を防ぐ仕組みづくりとブランド力向上の取組です。

(4)から(6)は、出荷再開に向けた漁業者の漁場保全活動への支援や県産水産物への風評被害対策に加え、出荷再開後を見据えた県産アサリの資源保護の取組への支援となります。

具体的な内容は、次ページ以降になります。

下の14ページは、(1)熊本県産アサリブランド再生協議会の概要になります。

協議会は、逸見熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター教授を会長に、生産者、流通業者、小売業など、流通の川上から川下までの各関係者に加え、消費者代表及び弁護士による7名の委員で構成しております。

第1回目となる22日には、県産アサリ資源及び流通の現状と県産アサリを消費者に届ける仕組みづくりに向けた課題を整理しました。

今後、年度末までに、あと2回程度開催し、県産アサリを消費者に確実に届ける仕組みづくりとブランド力向上の取組方針を決定する予定です。

15ページをお願いします。

(2)産地偽装防止プロジェクトでは、まず、流通の川下側からの取組として、産地保証された県産アサリを購入できる販売店を認証する制度を創設します。一方、供給する川上側からは、生産現場から販売店までの流通

を監視できる体制の構築に取り組み、川上と川下の両側から対策を講じてまいります。

また、(3)「熊本県産アサリ」のブランド力向上プロジェクトとして、新たに流通する県産アサリの販売促進フェアや広報を行います。

下の16ページ、(4)県産アサリの出荷停止・販路再構築に伴う支援として、各漁協及び漁業者が出荷再開に向けて行う漁場保全活動や県産アサリの再出荷に伴う新たな取組への支援を行います。

(5)は、ハマグリなどに代表される県産農林水産物の風評被害緊急対策で、風評被害を受けた漁業者を支援するための無利子貸付制度を創設するほか、ハマグリ等の販売促進、宣伝広報への取組を支援してまいります。

なお、東京等の大消費地での風評被害の有無について、東京事務所を通じて調査しておりますが、現在のところ、アサリ産地偽装に伴う風評被害は、ほかの熊本県産の農畜産物には確認されておられません。

17ページをお願いします。

県産アサリ保護対策として、出荷再開後の県産アサリの生産量を確保するため、ナルトビエイなどからの食害、風や波による逸散から保護する被覆網設置の取組を支援します。

以上、御説明した内容により、県産アサリの産地偽装対策と再生にしっかりと取り組み、熊本ブランドの再生に向け、知事を先頭に、国、市町村、関係団体と連携を密にし、しっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

農林水産政策課からの説明は以上です。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

5ページをお願いいたします。

5段目の農業近代化資金等助成費及び6段目の農業信用基金協会出資金の減額につきましては、いずれも貸付実績による減額となり

ます。

6ページをお願いいたします。

1段目の認定農業者等育成資金助成費の減額につきましては、県低利預託基金貸付金において、国からの融資枠配分が要望額を下回ったことに伴う減額となります。

また、令和4年度当初から貸付けできるよう、債務負担行為の設定をお願いするものです。

2段目の経営対策資金助成費は、国のコロナ対策臨時交付金を活用した予算の付け替えです。林業及び漁業も同様に財源更正しております。

3段目の国庫支出金返納金は、農業改良資金に係る国庫補助金の返納分が予定を下回ったことによるものです。

最下段の農業共済制度等普及推進費は、6月補正で御承認いただきました収入保険加入緊急支援事業を来年度も引き続き実施するものです。

現在の加入状況は、目標の2,800を上回る約2,980経営体を達成したところです。来年度は、制度内容を一部拡充し、さらに加入促進に努めてまいります。

7ページをお願いします。

5段目の林業金融対策費は、1の林業振興資金貸付金の貸付実績による減額となります。

8ページをお願いします。

2段目の水産業協同組合指導費について、1の赤潮特約掛金補助は、新型コロナの影響による魚価の低迷等に伴う減額であり、2の水産団体経営安定総合対策事業は、漁協の合併予定日が延期されたことに伴う減額、3の水産団体体制整備支援事業は、業務委託費の確定に伴う減額となります。

3段目の金融対策費について、1及び2に掲げる事業は、いずれも貸付実績による減額となります。

9ページをお願いします。

1 段目、4 の熊本県アサリ等緊急対策資金は、アサリの出荷停止措置及びその影響を受けて出荷自粛を余儀なくされた漁業者に対して、無利子化措置及び保証料の全額支援を行うものです。

10ページをお願いします。

林業改善資金特別会計です。

3 段目の林業・木材産業改善資金貸付金は、貸付実績による減額となります。

最下段の債務負担行為は、木材産業等高度化推進資金貸付金を令和4年度当初から貸付けるよう設定をお願いしますものです。

12ページをお願いします。

沿岸漁業改善資金特別会計です。

2 段目の沿岸漁業改善資金貸付金は、貸付実績による減額となります。

団体支援課は以上です。

○中島流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

13ページをお願いします。

上から3段目、農産物流通総合対策費の説明欄を御覧ください。

説明欄の1、地域未来モデル事業は、地方創生交付金を活用して、食関連企業が取り組む施設整備に係る補助です。また、2、6次産業化総合支援強化事業は、6次産業化に向けて農林漁業者が取り組む施設整備に係る補助です。いずれも事業費確定に伴う減額補正及び財源更正となります。

次に、下から2段目、国庫支出金返納金の説明欄、くまもとの6次産業化総合対策事業国庫返納金ですが、これは、国の補助金で整備した野菜加工施設を補助事業者が民事再生手続により財産処分したため、補助事業者から返還された補助金相当額を国庫に返納するものです。

当初、令和2年度から10回の分割で返還することとなっておりますが、補助事業者から、本年度を含む9回分を一括で返納すると

の申出があり、裁判所で認可され、確定しましたので、国への返納額を増額補正するものでございます。

下のページの下から2段目、新しい農業の担い手育成費の説明欄、企業の農業参入トータルサポート事業は、農業参入企業の誘致のための経費や参入企業の定着に向けた施設整備の取組を支援するものですが、事業費の確定による減額補正となります。

流通アグリビジネス課は以上です。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の46ページをお願いいたします。

3 段目、林政諸費につきましては、増額補正をお願いしておりますが、これは、説明欄1の新規事業である森林再生支援事業について、早期に着手するために増額をお願いするものでございます。

この事業につきましては、コロナ禍の特色等から皆伐が進む中、森林組合等が再造林または下刈りの取組の拡大に要する経費に対して助成をするものとなっております。

47ページをお願いいたします。

最下段、森林環境譲与税基金積立金につきましては、説明欄のとおり、事業執行及び運用利息の確定に伴う増となっております。

下の最下段、流域総合間伐対策事業費の説明欄1の間伐等森林整備促進対策事業は、木材需要に的確に対応するための間伐材の伐採、搬出や路網整備に対する助成事業ですが、国の経済対策を踏まえ、増額するものでございます。

49ページをお願いします。

2 段目、造林事業費につきましては、植栽、下刈り、間伐等の一連の造林事業に対する助成事業である森林環境保全整備事業等につきまして、説明欄1の事業で、国の経済対策を踏まえ増額するとともに、説明欄2、3の事業では、事業費の確定に伴う減を行って

ございます。

下の最下段、県有林処分事業費につきましては、説明欄のとおり、県有林の立木処分事業の事業費確定に伴う増であり、分収権者へ支払う分収金が、木材市況を反映し増となったことから、増額をお願いしてございます。

森林整備課の説明は以上でございます。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

51ページをお願いします。

4段目の林業労働力対策事業費ですが、説明欄1の林業イノベーション推進事業は、国の経済対策補正予算を活用した新規事業で、林業経営体によるICTを活用したスマート林業技術の導入等に対し助成を行う事業です。

52ページ、4のくまもと林業大学校人財づくり事業は、生徒のコロナ感染対策として、研修施設の整備を行うことに伴う増額及び財源更正等でございます。

中ほどの債務負担行為の追加については、くまもと林業大学校を4月から運営するために必要な経費について、債務負担をお願いするものです。

53ページをお願いします。

1段目の林業・木材産業振興施設等整備事業費ですが、説明欄1の林業・木材産業生産性強化対策事業は、国の経済対策補正予算を活用し、木材製品の国際競争力を強化するため、製材工場等の整備に要する経費を助成するものです。

2の林業・木材産業振興施設等整備事業は、当初予算措置した木材加工施設等の整備に対する助成ですが、国庫内示減及び事業費確定に伴う減額です。

3段目の林道事業費については、主に説明欄1の県営林道事業において、国の内示減により減額を行うものです。

54ページ、3段目の現年林道災害復旧費に

ついては、本年度発生的林道災害について査定が終了し、本年度の事業費が確定したことによる減額です。

なお、減額した予算については、令和4年度以降の過年林道災害復旧事業で取り組むこととなります。

林業振興課は以上です。

○中尾森林保全課長 森林保全課です。

55ページをお願いします。

4段目の水とみどりの森づくり事業費に債務負担行為の追加をお願いしています。

これは、森林ボランティア団体等に対して、技術研修や資材の貸出しなど、総合的な活動支援を行う森づくりボランティアネット運営の4月からの業務委託でございます。

最下段の治山事業費は、県が山地災害の復旧や予防等の工事を行うもので、説明欄1、治山事業については、国の経済対策に伴い、国土強靱化対策として、重要インフラ周辺等の荒廃森林の復旧及びその予防を行う経費で、山鹿市の宮ノ元地区ほか7か所を計上しております。

下のページ、説明欄2の治山激甚災害対策特別緊急事業についても、国の経済対策に伴うもので、令和2年7月豪雨で発生した山地災害の復旧を緊急かつ集中して行う経費で、球磨村尾ヶ道地区ほか10か所を計上しております。それぞれ増額要望をするものです。

2段目の債務負担行為については、治山事業のゼロ国債に係る追加を南阿蘇村の1か所をお願いしております。

3段目の緊急治山事業費は、今年度の豪雨等による山地災害の緊急な復旧を行うものですが、使わなかった待ち受け予算を減額するもの、また、査定を受け、減額するものというものでございます。

57ページをお願いします。

4段目の過年治山災害復旧費は、令和2年7月豪雨により被災した治山の復旧を行うも

ので、事業費の確定に伴う減額補正をお願いしております。

これは、復旧現場までの林道等が、今年8月の大雨で被災し、通行不能となって、未契約となったことや不調、不落も含まれております。減額した分は、令和4年度に予算を付け替えて実施する予定としております。

5段目の現年治山災害復旧費は、今年度に治山施設が被災した場合の待ち受け予算を計上してはいましたが、被災がなかったため、減額するものです。

森林保全課は以上です。

○堀田水産振興課長 水産振興課でございます。

58ページをお願いします。

最下段、浅海増養殖振興事業費の説明欄1、スマート養殖業導入支援事業で増額をお願いしております。

これは、開発したマダイ養殖のための自動給餌システムを県内に普及するため、養殖業者が同システムを試験導入する際の経費を支援するものです。

また、2本の債務負担行為の追加をお願いしております。

1つ目は、ヒトエグサ人工採苗網生産業務です。

これは、ヒトエグサ人工採苗網の生産技術について、4月からヒトエグサの種を採取し、屋内で培養を行うなど、量産技術の開発を委託するものです。

2つ目は、クマモト・オイスター種苗生産業務です。

これは、健全な試験養殖用の稚貝を11月までに生産するため、4月から稚貝の生産を委託するものです。

いずれも、令和4年度当初から事業の実施が必要なため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

59ページをお願いします。

1段目、水産物流通対策事業費の説明欄1、コロナ禍に対応したくまもとの魚販売促進事業で増額をお願いしております。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化を見据えて、漁業団体が行う県産養殖魚の家庭向けの需要を増やすための加工品開発や販売力強化を図る取組、県産水産物のPR動画を作成し、販売促進を行う取組を支援するものです。

次に、3の熊本県産アサリブランド再生事業で増額をお願いしております。

こちらは、冒頭に農林水産政策課から説明のあったものでございます。産地偽装問題によって失った熊本県産アサリのブランド力を復活させるため、消費者に安心して購入してもらえる流通体制の整備やブランド力を高めるための取組などを実施、支援するとともに、産地偽装問題を起因とした風評被害対策等を実施するものです。

60ページをお願いします。

1段目、水産資源保護育成事業費、説明欄の1、有明海・八代海再生事業で減額をお願いしております。

これは、有明海4県連携の取組で進めております有明海再生事業の国庫内示減等に伴う事業費の確定による減額です。

また、水産動物種苗生産等水産振興業務で債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、マダイ、クルマエビなどの水産動物の種苗の生産を委託するものですが、最適な時期に放流を実施するため、令和4年度当初からの事業実施が必要なことから、債務負担行為設定をお願いするものです。

水産振興課は以上です。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

62ページをお願いします。

一番下の段の漁港関係海岸保全事業費は、説明欄のとおり、事業費確定に伴う減額補正

でございます。

63ページをお願いします。

2段目の単県漁港改良事業費は、県管理漁港におけるコロナ対策に要する経費で、赤瀬漁港ほか7漁港のトイレの洋式化や手洗い場の自動水栓化等を行う工事に要する経費の増額でございます。

64ページの1段目、漁村再生整備事業費は、活力ある漁村再生を進めるための施設整備等に要する経費で、宇土市管理の住吉漁港ほか4漁港の物揚げ場や臨港道路などの整備を推進し、早期に事業効果を発揮させるために増額補正を行うものです。

2段目の漁港関係港整備事業費のうち、右の説明欄の2の水産物供給基盤機能保全事業費は、牛深漁港のハイヤ大橋の支承損傷に係る恒久対策工事や鳩之釜漁港ほか2漁港の護岸補修など、施設の長寿命化対策に要する経費の増額補正でございます。

牛深ハイヤ大橋につきましては、応急対策工事を終えて、12月24日に通行を再開しており、現在は、損傷の原因究明及び恒久対策検討に向けた各種調査を進めているところでございます。

65ページをお願いします。

1段目の右の説明欄の2の水産生産基盤整備事業費は、赤瀬漁港ほか1漁港の浮き桟橋設置や岸壁耐震化など、水産物の安定供給に資する漁港施設の整備に要する経費の増額でございます。

2段目の漁港機能増進事業は、鳩之釜漁港ほか10漁港の老朽化した施設の定期点検及び機能保全計画の見直しに要する経費でございます。

漁港漁場整備課は以上です。

○末松直洋委員長 以上で後半グループの説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当

課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

なお、本日は先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答いただきますようお願いいたします。

おつて、農林水産政策課が説明の際に使用しました別添資料は、農林水産常任委員会のほか、経済環境常任委員会に関する内容も含まれております。質疑の中で、本日お答えできないものについては、後日、担当部局より御説明させていただきますので、御了承ください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 アサリは次にして、まず最初に、アサリ以外の部分を質問させていただきます。

6ページ、団体支援課ですけれども、収入保険加入緊急支援事業ということで、今回も補正を組んでいただきまして、誠にありがとうございます。

この支援のおかげで、県内の農家の収入保険への加入数が随分増えたということで、農業団体はじめ、農家の皆さんからとても喜んでいただいておりますので、今後もぜひ継続してほしいなということが一つ考え方としてはあるんですが、問題は、県が、コロナ対策としての資金を活用しながら、県単独で上乗せ補助をするという形が今の形だというふうに思っていますが、そもそも制度そのものが、なかなか、入るときにハードルが高くて入りにくいと、農家の皆さんが。そのことの指摘をずっとこれまで受けてきましたし、農林水産省にも、私は、直接そのことの現状を訴えて、ぜひ改善してほしいと。

要するに、最初にぼんとお金をもらうんじゃなくて、長く薄くもらうようにしていけば、効果は同じじゃないかと。早くたくさん加入していただくことが、保険の効果を出す

という前提においては、保険を経営していくサイドからもプラスじゃないかという話をしてくれておりますけれども、たしか5年後に見直すというお話をいただいております、そろそろかなという話を聞いてますが、このコロナのお話で、こういった保険料助成をすることによって、加入者がどんと増えるということの中身を、保険を所管している農林水産省にもしっかりとお話をいただいて、どうやって普及させていくか。これは、将来の農業全体にとって、最も底辺の基盤を支える制度になると思っております。

産業としての農業が、これから先、安定感を持ってやっていけるのかどうかという部分は、やっぱり収入保険がきちっとしているということにかかってくるんじゃないかなというふうに思っておりますが、その点について、課長、いかがでしょうか。

○加藤団体支援課長 まさに、6月にも御指摘いただきまして、その後、私どもも、十分農業共済団体と意見交換しております。また、国のほうにも情報のほうを上げておまして、その中では、やはり今回の2,980まで上がったという要因は、やはり米、また、花卉、また、野菜、また、果実、広くやはり満遍なく加入率が上がっております。

といいますと、やはり、そのこういった経営のリスクに備える、こういったことも観点にあるということですので、その辺りを十分踏まえまして、また、国のほうも、来年度以降制度改正をします。

また、国は、10万経営体、こちらを目指していくということで、全国的には、今7万5,000ほど達成しているということでもありますので、まずは、こちらの制度達成を含みながら、また、今回御提案させていただいている中に、地域のセーフティーネットを高めるということで、組織的に5人以上加入された方を対象に、事務費の付加保険料に対して

助成をするというところも制度を仕組みました。そういったところを考えまして、制度提案もしていきたいと思っておりますし、加入促進に邁進していきたいと思っております。

団体支援課は以上です。

○前川収委員 ぜひ、こういう補正で組んでいただいた部分も含めて、県がやっている施策を前に進めると同時に、国の制度そのものを変えていくということにも、こういったサンプルを出しながら、こうやればこれだけ増えたんですという話、加入しやすくしたわけですね、賦課金の補助をやれば。そういうことになってるわけですから、その部分で加入が増えたという実績についてしっかり説明をしていただき、今後も普及に努めていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

続いてよろしいですか。

○末松直洋委員長 はい、どうぞ。

○前川収委員 続いて、アサリの件で質疑をさせていただきたいと思っております。

今回、大変大きなショックを受けた。これは、県民や多くの皆さん方が——県産アサリの偽装問題というものが発覚したということでもありますので、これは本当に、これからの熊本県産ブランドにとっても、とても大事な取組だというふうに思っております。

そもそも失われた信用をしっかりと取り戻すということについては、今まで苦勞なってきた部分の倍ぐらい頑張らないと、なかなかその信頼を取り戻すことはできないんだろうというふうに思いますが、みんなが感じてきたことだと思いますけれども、県産アサリの原産地の漁獲高はどんどんどんどん減って、もう既に何十トンという世界ですね。最後は35トンですか。昨年で35トンしかなかったのに、世の中に出ている熊本県産アサリは、全部集めて数えるのはなかなか簡単ではないと

と思いますが、市場に出ている、マーケットに出ているという数からすれば、全く釣り合っていないということは、みんな感じてたと思います。ただ、その中に蓄養というシステムが入ってきて、その数字が何かごまかされてしまうということですね。

蓄養というシステムは、今でもちゃんと確立したシステムではありますが、トレーサビリティがない、効かないシステムだから、確認ができないという状況の中で、県産品と外国産、蓄養後の熊本県産と称するものが、両方が市場に出たということだと思っておりますが、間違いなく、その蓄養のシステムも、きちっと適用されていないという部分、つまり、原産地よりも長く県内で畜養がされてなかったということも確認ができる状況にあるというふうに思っています。

私は、知事が2か月間、熊本県産のアサリの出荷停止をされたということは、とても高く評価をいたしております。それ以外にあぶり出す方法はもうないわけでありまして、県産アサリ、一時的には大変厳しい状況になると思いますが、この2か月間で、県産アサリが、まずは市場から消えて、そして次に出てくるときに、本当にきちっとした県産のものだけしか出てこないんだというシステムをどうつくるかということ、これがこの2か月間の行政の我々の仕事だろうというふうに思います。

そこで、いろんなさっき説明をいただきましたけれども、純粋に熊本県で取れたアサリですね、量で言えば、35トンというものが県産アサリということで、これから先、売っていくのか。なかなかトレーサビリティの方法がうまく確立されていない状況で、蓄養というシステムをやめてほしいという要望を国に対してなさってらっしゃるわけですが、2か月間で決着を見ないままだとすると、県内に蓄養されたものが市場に出ることがあるかもしれないというふうに思っ

てますが、その点は、今後2か月後の制度の中身を今議論されている途中だと思いますが、大きな方針、方向としては、どっちなんですかね。

つまり、熊本県の原産のアサリだけを熊本県産アサリとして売っていくのか、これまでのように、外国産であっても、長いところルールを適用して、これは排除してくれとおっしゃってるから、それはもう要らなくなるのかもしれませんが、長いところルールを適用して、外国産が、それより外国にあった時間より長く県内で蓄養されて出ていったという県産というものが、混在するままに今後なるのかどうなのか、そのことをしっかりちょっと教えてもらいたいと思います。

なお、もし蓄養を許すということであれば、トレーサビリティをどうしていくのか。これがない限りは、蓄養に対する信頼性というのはない、確立できないわけでありまして、すけれども、その点についていかがでしょうか。

○竹内農林水産部長 まず、先ほどの資料の3ページのほうをちょっと御覧いただきたいんですけども、今委員のほうからもしましたけれども、アサリの流通といたしまして大きく分けると、これ2つに分けてますけれども、実は3つの流れがございます。

一番上が、まさに純熊本産、熊本生まれの熊本育ちのアサリでございます。下のほうに、いわゆる県内での蓄養がある部分が、細い線での2割程度ということで、畜養養殖場というのがかんでおります。

そのまた下に、ちょっと小さく書いておりますけれども、先ほども若干説明ありましたが、養殖と蓄養というのは違いまして、蓄養というのは、まさに一時的に保管する行為でございますので、現状で、畜養をやったからといって、そこで熊本県産になる確率というのは、もうほぼないものだ。現場の状況、

それから貝の特性から見ると、非常に難しい。

一方で、じゃあ中国産を入れてきちんと養殖すればどうなんだという話が出てまいりますが、養殖につきましては、漁業権の中で、区画漁業ということをやっていく必要がありますので、そこは漁業法の中できちんと場所等も整理していく必要が出てまいります。

その結果、今私どもが考えておりますのは、まずは、一番上のこの純熊本県産のアサリを確実に消費者の皆さんにお届けする仕組みをまずつくり上げたいと。これをやることで、熊本県のアサリというのはこういうものだ。

今後、委員がおっしゃるように、養殖の話とかが出てくる可能性があるのかないのか分かりませんが、そこについては、まずは、今喫緊としては、この2か月で取り組むというのは、この上の部分を確実に、トレーサビリティも含めて、制度といいますか、仕組みを構築したいと。そのために、今回予算等も御提案申し上げてますけれども、協議会の中でまた議論をしていただいて、より実際にすぐ使えるような仕組みをつくっていききたいというふうに考えている状況でございます。

○前川収委員 今回の段階においては、熊本県産というのは、熊本県で全く取れたやつだけだという話であります、市場には、さっき問題になった蓄養という部分も制度上は残っているわけでありまして、部長は、それは不可能だというお話であります、蓄養じゃなくて養殖であれば、これからの課題という話になるのかなというふうに思いますが。

ということは、もう蓄養というのは、アサリにおいては、なくなるというか、そういう概念はそもそも成立しないということではないですかね。

○竹内農林水産部長 今回、蓄養があたかも

ストレートに偽装だという形に捉えられている面があるように感じておりますけれども、もともと税関に入ってきて、保税で、まさに税関、関税を通る段階で、蔵置ということが制度上ございます。それは蓄養という形で海に入れるというのが認められているところでございますので、その蔵置が、そのまま長期間置かれて、その場で生きていって熊本産になるというのは、いわゆる産地を証明する方、次に出す方がきちんと証明する必要がありますので、そこにつきましては、私どもとしては、その漁場を的確に管理する観点から、漁協が蓄養の実態というのをきちんと把握した上で、それが偽装につながるものでない、まさに中国産と売られるために置かれているのかどうかという判断は出てくるかというふうに考えております。

○前川収委員 まずは、県産アサリをしっかり守っていくということと、少なくとも、一番最後に書いてある、一番下の8割になる保税地下関の8,364トン、この部分は、もうほぼ海水につからない状況で熊本県産と言われてしまっているという部分なのかなというふうに思いますが、この部分は少なくともなくすということなのかなというふうには思いません。

ただ、これは非常に難しい話で、ここで結論はまだ出ないのかもしれませんが、いわゆる外国産のものも、養殖であっても、熊本県産として認めるかどうかという議論は、もちろん、どれだけ養殖したかの長さによっては変わるとは思いますけれども、それはやっぱりほかの品目等々にも影響が出る重大な部分だというふうに思っています。

もう言わずもがな、皆さん御存じのとおりでありまして、熊本県産の一番大きな特産品である馬刺しについては、原産地表示をしております、もう既に。つまり正直に、原産地はカナダです、原産地はフランスですと。た

だ、熊本で肥育をし、熊本で管理をして、熊本県産馬刺しとして出していますという、これは既にもうやってるわけでありまして、それは確立されたと思ってます。確立されるまでは、いろいろありました。じゃないじゃないかという話が、今みたいな話があったわけですが、それはきちっと今管理されるというふうに思ってますし、それは成功してるというふうに思います。

ですから、この貝の話も、我々は、熊本産は熊本で取れたものだけということにしていたのが一番ありがたいというふうに思いますが、それは法改正も含めてしっかりやらないと、また抜け網が出てしまって、網の途中から抜けていくということにもなりかねない。臭い物に蓋をすることはもうないと思ってますけれども、そういうようなことにならないような考え方をしっかりと確立してもらいたいというふうに思ってます。そういうのは、非常に大きな転換になるんですね。

いわゆる養殖を認めるか認めないかについては、アサリに限ってはということになるかどうか、私ちょっと分かりにくいんですけども、県産品というものの中においては、その現実に合うやり方も考えていかなきゃいけないというふうに思っておりますので。とはいえ、この2か月が勝負です。2か月間で、しっかり次の生産というか出荷が始まる時には、ぜひ確立していただきたいというふうに思っております。いかがでしょうか。

○竹内農林水産部長 委員おっしゃられたように、まずは、上のこの県産アサリをしっかり出す仕組み、その後、養殖等を的確にできる部分をどういうふうにするのか。そこにつきましては、まずは、2か月という時間的緊迫性の中で、上を第一にやりますけれども、トータルとして、漁業者の皆さんが、どういうふうにしてなりわいとして漁業を続けていくのか、そういったことを含めてしっかりと

考えていきたいと思っております。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。
ほかに質疑はありませんか。

○吉永和世委員 今回のアサリ偽装が発覚して、知事のほうで緊急出荷停止ということで行われて、あぶり出しています。そういった状況になってきて、もう熊本県産のアサリは、全てなくなったという状況だと思いますが、しかし、そういう中で見えてきたのが、やはり消費者というのは国内産を求めてた。北海道アサリの値段が上がったり、愛知県産の値段が上がったりということで、結局、国内産を求めていたんじゃないかということで、その分、やはり消費者に対する裏切りがあったということだと思います。

ですから、今回のアサリ偽装に対して、どう対策を取っていくのかというのは、この熊本県のほうの本気度というのをしっかりと見せていかないと、この信頼回復はできないんじゃないかなというふうに思っていますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

その中で、今回、DNA検査によって、97%が海外産だということが見えたわけでありますので、やはり今熊本県がやっている母貝によって、稚貝というのを生産しているわけですから、母貝そのもののDNA検査をしっかりとやった上で、今後生産体制をつくっていくということがまず大事だというふうに思っていますので、そこら辺はしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、やはり生産、要はアサリ漁場をしっかりと再生していく必要があるんだろうというふうに思います。やはり、今現在、21トンとか31トンとか、そういった量であるからこそ、外国産を県産と偽って売っていくようなそういった状況があるんだろうというふうに思っていますので、やはりアサリの生産現場を

しっかり再生をさせていくというのが大事だと思います。

そういうときに、以前、牛深の真珠養殖、あとは上天草のクルマエビ、これも全てダメージがあったんですよ。その一つの要因に外国産を入れたというのがあったというふうに思います。これは、急にその外国産が入ってくることによって、やっぱり外国産、見えないウイルス関係というのがあるんだろうというふうに言われたこともございます。

実際、アサリも同じような現象が起きているわけですね。真珠で失敗し、クルマエビで失敗し、そしてアサリで失敗している。これは、全て外国産という共通する部分があるわけなんですけれども、いっそのこと、先ほど前川委員からございましたが、蓄養という部分においては、今までアサリ生産が行われた、アサリが大量に取れていた地域においては、この蓄養は一切もう行わない。この地域は、県産、国産しか生産しないというようなしっかりとした取決めをしっかりと県のほうで行っていく、それによって熊本産アサリを生産していくということが大事じゃないかなというふうに思います。

蓄養によって、要はアサリの砂出しをするわけですから、外国の砂というのが、熊本県に入ってきているというわけなので、そのことを考えると、非常に怖いことだ。やはり見えない影響が必ずあつてるんだというふうに思いますので、有明海のアサリ生産地においては、蓄養は認めない、養殖も認めないということをはっきり打ち出すことによって、これからのその信用回復というのはできていくんだろうというふうに思います。どうしても蓄養が必要だとするならば、それは、その生産地外で限定して行うということをしかりと打ち出すことが、非常にこれから大事だというふうに思いますし、そこら辺もしかりと検討していただきたいと思いますが、そこら辺はどうでしょう。

○竹内農林水産部長 今回の偽装の関係で、漁場をどういうふうにし、どういうふうにし活用していくかということ、我々としても課題として非常に突きつけられたと思っております。まさに、現在のところ、蓄養をやっている場所と実際の天然アサリを入れている場所というのは違うというふうに把握してはいますが、まずは、蓄養の実態をしかりと把握した上で、あと、その環境への影響というところにつきましても、様々な文献等あるかと思っておりますので、委員がおっしゃったような場所を変えてやることができるのかどうかを含めて、ちょっと総合的に検討させていただければというふうに考えております。

○吉永和世委員 先ほど前川委員からもございました、信頼を回復するという、これは相当時間がかかるというふうに思います。ですから、それを回復するために、やっぱり本当、先ほど言いましたが、本気度、ここまでやるんだというところをしかりと見せないで、熊本からは、やっぱりこれまでと同様に、中国産が熊本県産となって出てるんだという、そういった、その何て言うんですか…イメージが湧くようなことをやっぱりしなきゃいけない。

だから、有明海からは、その地域からは、絶対中国産は出ないんだ、外国産は出ないんだという、そういった、要は、環境をしかりとつくり上げてスタートするという形にしないと、なかなか信用度は返ってこないんだろうというふうに思います。

思い切った策を今回必要があるんだろうというふうに思いますので、徹底してやらないと、本当、DNA検査でまた出てくると、これはもうどうしようもない状況になってしまいますので、焦ってスタートするんじゃなくて、しかりとつくり上げてスタートすること、ぜひやっていただきたいと思

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○吉永和世委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかに質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 部長も言われたように、熊本ブランド全体への信頼を揺るがすと、危機的状况だという御指摘、そのとおりで思ひます。

それで、私、かなり多くの人から話を聞くのは、なあん、みんな知っとったつだもねて、熊本県でちゃ見て見ぬふりしとったんだらうというような話は、もうすごく多く聞くんですよね。要するに、熊本県の取組に対する不信が、熊本ブランド全体の危機感につながってる面もあるんじゃないかというふうに私は率直に思ひます。

そういう点で、先ほど、参考資料に、5ページ、6ページありましたですけども、平成15年以降、食品表示法に基づいて、平成16年、17年、かなりの事例が確認されておりますし、あと、先日のテレビ報道番組でもあっておりましたが、2008年に、住民団体のほうから県に要請が出ている。それに対して、県も回答を出しておられるわけですけども、その回答を見ると、どういう流通経路で消費されたのか、または干潟にどの程度の量がまかれたのかは分からない状況だと、どの業者が輸入したのかは、個人情報につき税関に聞き取りをしても情報は得られなかったと。ただ、県農林水産部や九州農政局及び県警と連携して、適正表示に向けた取組を行っているというような回答を出しておられるんですよ。

結局、そういう取組が、なぜ改善に向かわずに今日のような事態を生み出してしまったのか、県の取組の弱点はあったのかなかったのか、きちんと総括をして、もし反省すべきところがあるんだったら、反省をして改めていくというような、そういう県の姿勢についても、率直に問題点をえぐっていく努力がないといけないんじゃないかというふうに思っているのが第1点です。

だから、そういう点でちょっとお尋ねしたいのは、これまでの取組をどう総括されているのか。なぜ、今日のような事態を、取組してきたとおっしゃるんだったら、それにもかかわらず、ここまでの事態になってしまったのかというような分析をどうされておられるのか。

2点目の問題は、昨日、協議会が開かれまして、私も傍聴させていただこうかと思ひて行ったんですけども、非公開ということになりましたので残念だったんですが、先ほどの質問との関係で、県に対する不信というのが、私はかなり広く存在してるんじゃないかと思ひますね。信頼回復に向けた取組を示すという点では、決してその非公開というやり方はプラスに作用しない、やっぱり何か隠したいことがあるんじゃないかっていうふうに素人感覚には感じられるんですよ。そういう点については、しっかり、県にとって何か耳の痛いような話も含めて、公の場できちんと議論したほうがいいんじゃないかというようなことが2点目です。

それから3つ目の問題では、蓄養の問題なんですけれども、地元、その蓄養に関わっておられた漁協であるとか、あるいは漁業関係者の方なんかは、その自覚していたかどうかというようなことにかかわらず、やっぱりそれに依拠して生活が成り立っていたというような部分はあるんじゃないかと思ひますね。

これから、長いところルールの見直しと

か、そういうようなことが出てきたとして、どっちにしても、この蓄養という行為そのものがもうなくなっていくんじゃないかなど。中国産というふうに表示するんだったら、蓄養する行為自体が、干潟の使用料であったり、人件費であったり、余計なコストがかかるわけですから、もう最初から中国産というようなことで蓄養もせずに出したほうが、コスト的には浮くわけですからね。だから、畜養行為そのものがだんだんなくなっていくんじゃないかと。そうなってきたときに、地域の人たちの暮らしがどうなるのか。

結果的に、そういう使用料であるとか、人件費であるとか、そういうもので何とかないできた生活がどうなっていくのかという問題について、これはちょっと考えていかないと、何ていうか、そういう暮らししていくためには、多少そういう問題がもしかしたらあるのかもしれないけれども、仕方がないというようなことで組み込まれてきた部分があるとするならば、やっぱりその温床というのは存在してしまうんじゃないか。だから、そういう偽装行為の流れをつくらなくてもちゃんと生活していけるような在り方ですよ。そういうものについても、県は、きちっとやっぱり方向性、展望の持てるような方向を出すべきじゃないかというふうに思うんです。

この3点、御意見伺いたいと思います。

○山田水産局長 水産局山田でございます。

まず最初、これまでの取組についての総括をどうしているのかという点についてでございますが、今日の附属資料の6ページ、7ページにもございますが、疑義案件については対処してきたというところではございますが、例えば、統計等を見たり、もしくはスーパーマーケット等市場等を見たりというところで、深く踏み込んで今回のような対応はできてなかったというのは、非常に私ども反省しなければならぬことだというふうに思っ

ております。

私ども、どうしても漁場の回復であったり、それから水産振興についても、目を向けて一生懸命取り組んできたというところがあったというところでもございますけれども、しかしながら、やっぱりこういう事態に至ったということは本当に深く反省をして、全庁的に、こういうことはあってはならないというふうに考えて取組を進めていきたいというふうに思っております。

それから、すみません、2つ目が協議会の非公開についてでございますが、これは、非常に2か月という本当に短い間に、かなり何年もかかってつくるような仕組みづくりを今回やらなければならない。かんかんがくがくいろんな議論をさせていただきたい。場合によっては、本当は商売の中でお話しできないようなことであっても、お聞きして参考にしたというそういう思いがございます。そのためにも、皆さん忌憚のない御意見を伺うためには、やはりここはちょっと申し訳ございませんが、非公開にさせていただいたというふうな思いでございます。

それから、3点目の蓄養が生活の糧になっていた、漁業振興をもっと図るべきじゃないかというふうなことの御意見をいただいたと思っております。

もう最初に申し上げましたけれども、私ども、本当に漁業振興を一生懸命やる立場でございます。アサリが21トン、それから去年は35トンということで、非常に低迷をしておりますけれども、一生懸命、今漁業者の方々と網袋で母貝を作ったり、被覆網で漁場を囲って外敵生物から守ったり、本当にいろんな様々なこと、今収入がない中で、一生懸命一緒に取り組んでいただいております。これは、もう私たち本当に心からの命題だというふうに考えておりますので、漁業者の方々がアサリで食べていけるような漁場の回復を一生懸命努めてまいりたいというふうに思ってお

ります。

以上でございます。

○山本伸裕委員 今回の産地偽装の問題も、結局テレビ局で報道されて、農林水産省なんかも、去年の段階からスーパーなんかの調査をやっていたと。それがもうばんと表に出されて、県が対応に乗り出しているという。イメージとしては、やっぱり後手後手のイメージなんですよね。

だから、やっぱり消費者の信頼回復を取り戻していくという点では、よほど県の積極的な、これまでの反省も含めて示していかないと、かなり大変なことになるかなと。それはもうアサリのみにとどまらず、熊本産ブランドに対する信頼回復も含めてということになっていくんですけども、県の姿勢がそういう点では問われていると思いますので。

○竹内農林水産部長 先ほどちょっと申し上げた3ページの資料にちょっと戻ってしまう感じになるんですが、産地偽装そのものは犯罪でございます、偽装を行った人が罰せられるというのは当然でございます。

今回、後手後手ということはあるのかもしれませんが、熊本県がこの35トン止めただけで、偽装アサリがなくなっている。このやっぱり覚悟、ここについては、相当な覚悟を持って、本県も今踏み出したところだというふうに考えてます。ですので、今後、その踏み出して、今一掃されている偽装アサリをなくしたままの状態をどうやって保てるのか。

そのためには、まず、県産のしっかりしたアサリを的確に消費者に届ける、これをやっていきたいというふうに考えておりますので、過去のところの反省も当然行ってまいりますが、この先を見て、しっかりとこの2か月間で結果が出るように頑張っているところですので、また御支援、御指導よろしくお願

いいたします。

○山本伸裕委員 ぜひ頑張っていたきたいと思います。私は、有明海、八代海、宝の海をぜひ取り戻していただきたい。その取組も本格的にやっていたきたいと思っております。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第7号、第8号、第24号から第27号まで及び第79号について、一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は、急を要する案件のみについて質疑をお願いしたいと思います。

それでは、委員から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

最後に、陳情、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

今回、アサリの偽装について、大変な大きな問題になりました。熊本県の信頼を大きく揺るがすような問題でありますので、私たち議員も含めて、県庁一丸となって取り組んでまいりましょう。

それでは、これもちまして第7回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後0時22分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長